

商品概要説明書

<普通貯金>

(令和4年11月29日現在)

1. 商品名	・普通貯金
2. 販売対象	・法人及び個人
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 ・個人のものは20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税、法人のものは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口でお問合せください。
7. 手数料	・キャッシュカードによる払出し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。） ・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
8. 付加できる特約事項	・個人のものは総合口座による当座貸越ができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・個人のものはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のものは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
9. 中途解約時の取扱い	—
10. 貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品に係る相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会又は総務部（電話：048-829-3504）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けておりま

	す。
	・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当会総務部、又はJ Aバンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくはJ Aバンク相談所にお申し出ください。）
1 2. その他参考 となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で5 0件以上あり、翌月2 0日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

商品概要説明書

<総合口座>

(令和4年11月29日現在)

1. 商 品 名	・総合口座
2. 販売対象	・個人のみ (当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法廷代理人と取引を行います。)
3. 期 間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 ・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口でお問合せください。
7. 手 数 料	・キャッシュカードによる払出し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。) ・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
8. 付加できる 特約事項	・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。 ・自動継続扱いの定期貯金を担保組入れすることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、定期貯金残高の合計額の90% (千円未満切捨て)、最高200万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年0.5%上乗せした利率が適用されます。 ・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。 ・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。 ・希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を総合口座無利息型へ切替えることができます。 ・通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス) がご利用になれます。
9. 中途解約時の取扱い	—

10. 貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品に係る相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会又は総務部（電話：048-829-3504）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会総務部、又はJAバンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくはJAバンク相談所にお申し出ください。）
12. その他参考となる事項	・ 通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月20日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 ・ 貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返済いただく場合があります。